

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売却、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要 農政部所管の建設工事及び公共施設の管理に必要な土地に関する所有権移転登記に伴う前提登記事務並びに筆界の調査に関する事務を委託するため単価契約を締結する。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 ①本業務は、土地家屋調査士法（以下、「法」という。）第3条の規定により土地家屋調査士（以下、「調査士」という。）の業とされている。また、法第68条により、本業務を業とすることができるのは、土地家屋調査士会（以下、「調査士会」という。）に入会している調査士または土地家屋調査士法人（以下、「調査士法人」という。）及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、「協会」という。）に限られる。 ②本契約に基づく分筆登記事務は、各農林事務所において年間を通して多数の依頼実績があり、依頼のタイミングも様々であるため、本業務を受託する業者は、多数の依頼を円滑に処理する十分な能力を有するものでなければならない。 ③本業務は、法務局各支局における資料調査、現地調査、法務局各支局や農林事務所等との協議及びこれらの機関からの指示に対して迅速な対応等が必要となることから、本業務を受託する業者には現地に近く機動的に動ける土地家屋調査士を擁することが求められる。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明 上記①より、契約の相手方は、調査士会の会員または協会でなければならない。 また、個人の調査士が受託するには年間の依頼件数が過大であり、県内の調査士法人も所属調査士がは多くとも4名程度と少なく、円滑な対応が困難であることが考えられ、上記②を踏まえるといずれも契約相手方として不適当である。 さらに、県外の調査士法人が受託した場合、現地調査や県内官公署との協議に迅速かつ機動的な対応が困難であることが想定され、上記③を踏まえると契約相手方として不適当である。 これらの検討の結果、契約の相手方は官公署等による不動産の表示登記に必要な調査、測量、登記の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的に、法第63条に基づき設立され、県内各地に地域の実情に精通した多数の会員を擁している「公益社団法人 岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会」しかない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。